

# 静岡県困難な問題を抱える女性 支援調整会議について

## 経 緯

年月	内容	ポイント
R 4.5.25 (R 6.4.1 施行)	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布	地方公共団体の責務として、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。
R 5.3.29	困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針	都道府県・市町村が定める「基本計画」の指針として位置づけ。
R 6.3	「静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画」策定	
R 6.4.1	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第15条第1項に基づく支援調整会議の実施に関するガイドライン	関係機関が支援対象者に関する情報や考え方を円滑に共有し、適切に連携して対応することが不可欠。多数の関係機関が協力・連携する体制基盤となる組織の整備が必要。
R 6.12.27	「静岡県困難な問題を抱える女性支援調整会議設置要綱」施行	
R 7.3.13	「静岡県困難な問題を抱える女性支援調整会議（代表者会議）」開催	

# 静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画

## 計画の概要

目的	多様化、複合化、複雑化する問題を抱える女性が、安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与するための本県における基本指針
位置づけ	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項に基づく都道府県基本計画
計画期間	令和6年度から令和10年度まで（5年間）
基本理念	困難な問題を抱える女性が安心し、自立して暮らせる社会の実現
基本的な考え方	①自立して生活するための援助等の多様な支援の包括的提供体制の整備 ②関係機関及び民間団体の協働による早期から切れ目のない支援 ③人権の擁護及び男女平等の実現
策定体制	

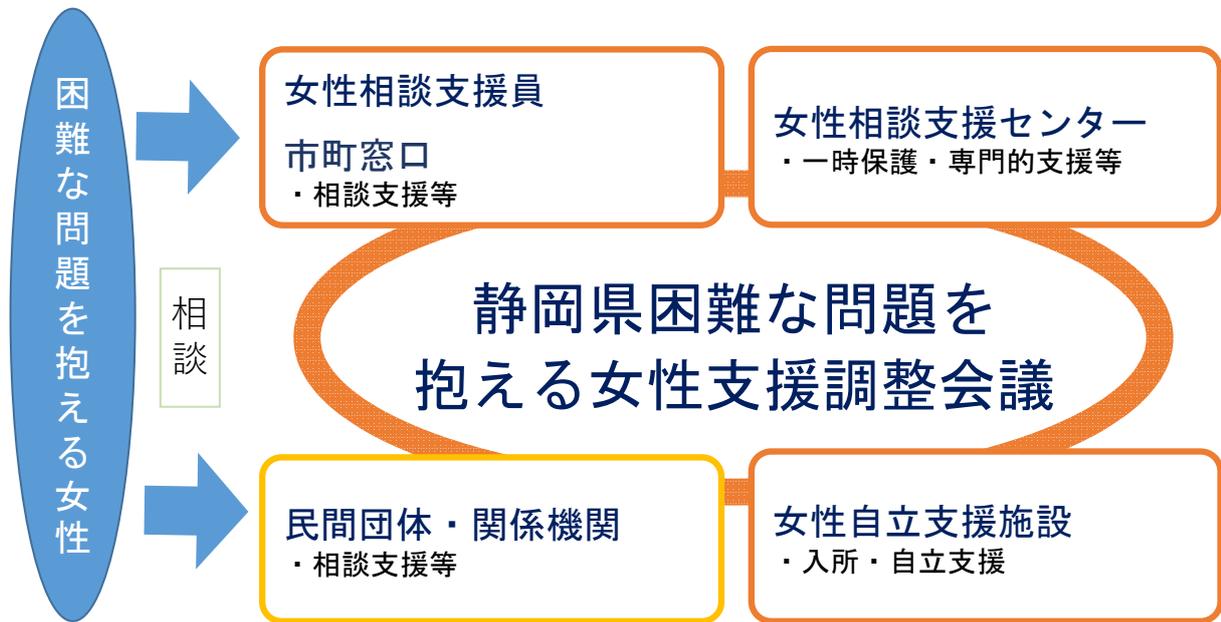
## 施策の内容

項目	主なポイント
1	早期の支援に結びつくよう、巡回やICTの活用等、多様な手段による広報・啓発の推進や、気軽に立ち寄り相談できる居場所づくりを民間団体と連携して推進
2	被害者の多様なケースに対応できるよう、様々な一時保護の受入体制の確保
3	支援の内容や方向性の協議を行う「静岡県困難な問題を抱える女性支援調整会議」を新たに設置
4	地域での生活再建を支えるアフターケアが確保されるよう、民間団体の協働による支援

## 支援調整会議の役割

- ①当該地域における困難な問題を抱える女性の実態把握や地域で活用できる資源の把握、支援体制の全体像の検討及び評価等を行うこと。
- ②支援が必要な個別ケースについて、関係機関等がそれぞれ把握している情報を共有し、支援の方策を検討するとともに、当該ケースに関わる各関係機関等の役割や責任、連携の在り方等を確認すること。また、当該ケースについて、支援が途切れないうよう継続的なフォローアップを行うこと。

# 困難な問題を抱える女性支援の連携体制



## 静岡県困難な問題を抱える女性支援調整会議

